

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 5 号

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

別表中「第7条」を「第5条」に改め、同表救急業務手当の部及び危険作業手当の部を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第7条」を「第5条」に改める。